

平成 31 年 4 月 18 日
消 防 庁

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）に対する意見公募の結果及び改正告示の公布

消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）の内容について、平成 31 年 1 月 22 日から平成 31 年 2 月 20 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、41 件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」（以下「改正告示」という。）を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

1 点検結果報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化について

消防用設備等の点検結果報告書様式及び点検票様式において、報告義務者である防火対象物の関係者以外の者にまで押印を求めているところ、当該者については消防機関において本人確認を行う法的必要性が無いことから、当該者の押印を不要とし、㊟マークを削除することとした。

2 点検結果報告書様式における記載内容の見直しについて

点検結果報告書様式において、点検結果報告時に必ずしも確認の必要がない項目や記載すべき内容が明確でない項目があったこと等の課題を踏まえ、点検結果報告書様式の記載内容の見直しを行うこととした。

3 工業標準化法の一部改正に伴う改正について

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号。平成 31 年 7 月 1 日施行予定。）による工業標準化法の一部改正に伴い、各様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めることとした。

2 意見公募の結果

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）の内容について、平成31年1月22日から平成31年2月20日までの間、意見を公募したところ、41件の御意見がございました。

いただいた御意見及び総務省の考え方は、別紙1のとおりです。

3 改正告示の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、改正告示を平成31年4月18日に公布しました。

- ・改正告示の概要 別紙2
- ・改正告示の新旧対照表 別紙3



（事務連絡先）

消防庁予防課 塩谷課長補佐、田中係長
村田課長補佐、池田事務官

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

【消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No. 1	平成 16 年消防庁告示第 9 号（以下「16 年告示」という。）の別記様式第 1 に「防火管理者」欄及び「点検統括責任者」欄を追加してほしい。	16 年告示の別記様式第 2 に「防火管理者」欄及び「点検実施責任者」欄があり、また、昭和 50 年消防庁告示第 14 号（以下「50 年告示」という。）の各点検票に「防火管理者」欄があるため、これらの記載で足りると考えられることから、原案のとおりとします。	無
No. 2	防火対象物の関係者以外の押印の省略については賛成であるが、点検の義務者以外の者について、本人確認の必要がないのであれば記名そのものもなくしてもよいのではないかと考える。	防火管理者及び立会者が、消防用設備等の点検結果を確認していただくことは、消防法第 8 条に基づく防火管理者の義務やより適切かつ確実な点検の実施等の観点から重要であるため、引き続き記名欄を設けたいと考えます。また、点検者についても、適切かつ確実な点検の実施等の観点から、誰が点検をしたのかを明確にすることは重要であるため、引き続き記名欄を設けたいと考えます。	無
No. 3	16 年告示別記様式第 1 に「点検年月日」欄を追加してほしい。	「点検年月日」欄につきましては、16 年告示別記様式第 2 号及び 50 年告示の各点検票に記載欄があることから、原案のとおりとします。	無

No. 4	16年告示別記様式第1に「次回点検報告年月」欄を追加してほしい。	50年告示の別記様式第1の左上に点検報告年月日を記入することとなっており、消防法令に基づき特定防火対象物にあつては1年、非特定防火対象物にあつては3年ごとに報告をすることになっていることから、次回報告年月日は分かるため、原案のとおりとします。	無
No. 5	点検者については、16年告示別記様式第1又は別記様式第3に記名することにより、50号告示の各点検票への記名を無くしてはどうか。	50年告示の各点検票に点検者の記名欄があるため、16年告示別記様式第1の点検者の記名欄は削除することとしています。また、同告示別記様式第3は、消防設備士又は消防設備点検資格者（以下「有資格者」という。）が点検を行った場合に当該有資格者の資格の種類や交付年月日等の詳細情報を確認するためのものであり、有資格者以外の者が点検を実施した場合には添付されないことから、50年告示の各点検票の点検者の記名欄は必要があると考えため、原案のとおりとします。	無
No. 6	防火管理者の記名については、50年告示各点検票の添付を省略する場合に添付している16年告示の別記様式第2の「点検結果総括表」を利用して、点検票の省略を行わない場合においても総括表を添付することとし、50年告示各点検票への記名を無くしてはどうか。	16年告示別記様式第2については、同告示第4に規定しているとおり、消防長又は消防署長が認める場合は、別記様式第2及び別記様式第3を添付することにより、50年告示の各点検票の添付を省略可能としているため、別記様式第2の添付をもって各点検票の記名を削除する必要はないと考えます。	無

No. 7	<p>印鑑の簡素化により、電子申請への環境整備・報告率の改善・報告負担の軽減等を重視するあまり、報告様式で重視すべき「責任を明示し責任履行を担保する機能」が減じられており、報告内容を点検する消防機関の事務処理の負担増につながり、結果として事業所や報告義務者の負担増になることを懸念する。</p> <p>また、届出者以外の押印者は必要最小限の者に限定することは望まれるが、本人確認を行う法的必要性はないものとして、「防火対象物の関係者以外の者（点検者、立会者及び防火管理者）」が明記され、これらについて押印は不要としていることについて、これらの者は、点検報告制度において本当に本人確認を行う必要性がない者なのか危惧される。</p>	<p>消防法第 17 条の 3 の 3 に基づき報告を行うことを義務付けられている者は、防火対象物の所有者、管理者又は占有者であり、消防長又は消防署長が報告書を受領する場合には、報告を行う防火対象物の関係者からの報告であることを押印により確認することが必要ですが、点検者、立会者及び防火管理者については、同法に基づく報告が義務付けられている者ではないため、押印による本人確認は必要ないと考えます。なお、適切かつ確実に点検が実施されていることが確認できるように、これらの者の記名欄は引き続き設ける予定であり、本改正によって、責任が明示されずに消防本部の事務量が増加するなどの問題は生じないものと考えます。</p>	無
No. 8	<p>本改正案が即日施行されると、パニックになると考えられるため、3～6ヶ月の猶予期間の設定をお願いしたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、改正前の様式についても本改正案の施行後6ヶ月は使用できるように経過措置を設けます。</p>	有
No. 9	<p>16年告示の様式として、報告義務者の自律的な改善を促すために、不良内容や措置内容を具体的に記入できるように点検の結果に不良があった場合の改修（計画）表を追加してほしい。</p>	<p>50年告示の各点検票の様式において、不良内容と措置内容の記入欄があり、報告までに措置できない場合は、改修予定を記入するなどにより対応することが可能であることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、当該欄に記入しきれない場合は、任意の様式を添付し、報告することも差し支えありません。</p>	無

No. 10	<p>16年告示別記様式第1について、「消防用設備等（特殊消防設備等）の種類等」欄において、現在考えられる設備がすべて列挙された様式となっているが、今後も消防法施行令（昭和36年政令第37号）第29条の4の安全性能を有する消防用設備の増加が考えられることや、市町村等の運用等で条例が定められている設備等について消防点検時に報告することもあるため、従来どおり空白とすることが望ましい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「消防用設備等（特殊消防設備等）の種類等」欄は現行のとおり空白とし、欄の枠を広げることで対応します。</p>	有
No. 11	<p>16年告示別記様式第2について、悪徳点検業者を無くすためにも、総括表は表示登録会員が使用できる様式であることを明記していただきたい。</p>	<p>16年告示第4に規定しているとおり、消防長又は消防署長が認める場合は、同告示別記様式第2及び別記様式第3を添付することにより、50年告示の各点検票の添付を省略可能としており、当該様式は一部の事業者のみが使用できる様式という位置付けではありません。</p>	無
No. 12	<p>16年告示別記様式第3に「電気工事士等」欄を設けてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、16年告示別記様式第3に備考欄を追記します。</p>	有
No. 13	<p>16年告示別記様式第3号について、取得後5年後に再講習を受講すると改めて免状が与えられ、再講習の受講年月日と交付年月日は同じ日付となるため、再講習受講状況は削除していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「再講習受講年月」を「有効期限」に変更します。</p>	有

No. 14	<p>点検結果報告書への「有資格者点検／要・不要」欄の新設は、無資格者による点検を強調することとなり、資格が無くてもよいから自由に点検を実施しても良いとする誤解等が生じ、適正な点検の実施に大きな影響を及ぼす可能性や有資格者による点検の形骸化を促進させる懸念がある。</p>	<p>改正案の「有資格者点検／要・不要」欄については、平成 31 年 10 月以降、150 m²未満の小規模飲食店などに消火器具の設置義務化される予定であり、自ら点検を実施する関係者の増加が見込まれることから設けたものですが、有資格者点検の要否については防火対象物の用途や床面積から判断できること等を踏まえ、削除するものとします。</p> <p>なお、小規模飲食店などにおいて防火対象物の関係者自ら消火器具の点検を実施する場合においても適切に行えるように、写真やイラスト等を用いて点検方法や報告書の記載方法を解説したリーフレットやアプリを作成しています。</p>	有
No. 15	<p>無資格者点検は点検者全員を記載しなくてもよいが、有資格者点検では点検者全員について資格種別や講習受講経歴等を詳細に記載することになっているため、点検報告様式等に点検実施者の記載で不公平が生じている。</p>	<p>有資格者による点検は、資格の種類によって点検可能な消防用設備等が異なることや定期的に講習を受講する必要があることから、16 年告示別記様式第 3 に有資格者の情報を記載する必要がありますが、有資格者以外が点検を実施した場合はその確認をする必要がないことから、16 年告示別記様式第 3 は必要ないと考えています。</p> <p>また、資格の有無を問わず点検実施者は、50 年告示の各点検票の「点検者」欄に記載することとしていることから、不公平が生じているとは考えておりません。</p>	無

No. 16	<p>動力消防ポンプ設備点検票の燃料欄等において、単位として筆記体のリットル（「ℓ」）が用いられているが、国際単位系等ではブロック体のリットル（「L又はl」）を用いることとなっており、ブロック体のリットルを用いるべきでは無いか。</p>	<p>各点検票において、ブロック体のリットル及び筆記体のリットルが混在していることから、ブロック体のリットル（「L」）を用いて統一的に記載するように案を修正します。</p>	有
No. 17	<p>50年告示の各点検票の「点検者」欄の資格情報については、16年告示の別記様式第3の点検者一覧表に記載するため不要にしてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、50年告示の各点検票における「点検者の資格番号」欄を削除します。</p>	有
No. 18	<p>報告書の消火器の種類として、粉末消火器の「加圧式」及び「蓄圧式」の欄を別々に設けてほしい。</p>	<p>蓄圧式消火器と加圧式消火器の点検項目にはほとんど差異が無く、蓄圧式と加圧式の設置数等の内訳については50年告示別記様式第1（その2）の下段に記載可能であるため、原案のとおりとします。</p>	無
No. 19	<p>50年告示別記様式第1中「耐震措置」欄を「転倒防止措置」欄と修正してほしい。</p>	<p>50年告示の別記様式の各点検項目の欄は、点検基準の内容に従ったものであるため、原案のとおりとします。</p>	無
No. 20	<p>50年告示別記様式第1（消火器の点検票）において、どの消火器を放射試験したのか不明であるため、現在、消火器設置一覧を作成して対応しているが、点検票に加えて「消火器一覧」を創設していただきたい。</p>	<p>より適切な管理をするという観点から、現在運用されているように御意見のような任意の様式（一覧表）を添付し、報告していただくことは差し支えないと考えており、また、消火器の設置本数等は防火対象物の規模等に応じて様々であることから、法令上、提出が必要な様式として定める必要はないものと考えます。</p>	無

No. 21	点検報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化及び点検報告書様式における記載内容の見直しについて賛成である。	賛成意見として承ります。	無
No. 22	点検報告書における更なる押印の簡略化及び点検報告書の電子申請化を強く希望する。	今後の検討を行う上で参考とさせていただきます。	無
No. 23	<p>次のとおり消防用設備等に関する点検方法の見直しを希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスフリー消火器を規格化することによる点検方法の簡素化。 ・消火器における使用済みの表示装置の点検方法の簡素化。 ・屋内消火栓設備における逃し配管の点検方法の簡素化。 ・スプリンクラー設備における補助散水栓の放水量点検の簡素化。 ・泡消火設備におけるP F O S非含有泡消火薬剤に対する放射試験に代わるサンプリング検査の導入。 ・自動火災報知設備における感度試験の簡素化（試験感知器個数の制限、光電式煙感知器の対象除外）。 ・自動火災報知設備における音響装置の音圧・鳴動方式の点検方法の簡素化。 ・非常警報設備におけるスピーカーの音量調整器の点検方法の簡素化。 ・非常電源（自家発電設備）における負荷運転及び内 	本改正の内容に関する御意見ではありませんが、今後の検討を行う上で参考とさせていただきます。	無

	部観察等に代わる費用のかからない点検方法への改善。		
--	---------------------------	--	--

○意見提出者数：41件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。

※3 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見をとりとまとめる等の整理をしております。

昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を改正する件及び平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）の一部を改正する件について

平成31年4月
消防庁予防課

【概要】

- 1 点検結果報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化について
消防用設備等の点検結果報告書様式及び点検票様式において、報告義務者である防火対象物の関係者以外の者にまで押印を求めているところ、当該者については消防機関において本人確認を行う法的必要性が無いことから、当該者の押印を不要とし、㊟マークを削除することとした。
- 2 点検結果報告書様式における記載内容の見直しについて
点検結果報告書様式において、点検結果報告時に必ずしも確認の必要がない項目や記載すべき内容が明確でない項目があったこと等の課題を踏まえ、点検結果報告書様式の記載内容の見直しを行うこととした。
- 3 工業標準化法の一部改正に伴う改正について
不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号。平成31年7月1日施行予定。）による工業標準化法の一部改正に伴い、各様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めることとした。

【施行期日】

公布の日

ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、平成31年7月1日。

○消防庁告示第五号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月十八日

消防庁長官 黒田武一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。